

発熱者等電話相談医療機関指定要綱

北海道における発熱者等への電話相談業務を行う医療機関の指定について、次のとおり定める。

1. 概要

発熱者等電話相談医療機関とは、「次のインフルエンザ流行に備えた体制整備について」（令和2年9月4日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）に規定する発熱者等が電話等で相談を行い、看護職員等が適切な医療機関を案内するとともに、家庭内での感染対策や受診にあたっての留意事項などの指導を行える相談体制を整備した医療機関をいう。

2. 機能要件

- (1) 発熱者等からの相談があった際に、適切な医療機関を速やかに案内できるよう、発熱者等診療・検査医療機関等の対応時間等を、把握しておくこと。
- (2) かかりつけ患者の発熱に際し、発熱者等が電話等で相談を行い、看護職員等が適切な医療機関を案内するとともに、家庭内での感染対策や受診にあたっての留意事項などの指導を行える相談体制を整備していること。その際、自院を案内する場合には、受診時間等を調整すること、他院を案内する場合には、事前に電話した上で受診するよう伝えること。

3. 指定手続き

- (1) 道立保健所管轄医療機関
道が行う意向調査等への回答に基づき指定する。
- (2) その他
札幌市、函館市、旭川市、小樽市からの報告に基づき指定する。
- (3) 道は医療機関を指定したときは、様式1により指定書を交付する。

4. その他

- (1) 医療機関名、相談を受け付ける電話番号、相談対応時間等を、北海道等のホームページや広報紙等に掲示する。
- (2) 指定した医療機関には、道から随時、発熱者等診療・検査医療機関等の名簿を提供する。
- (3) 解除にあたっては、医療機関の意向や、インフルエンザ等の発生動向、国の新型コロナウイルス感染症対策を踏まえ、柔軟に対応する。

以上

附則

令和2年（2020年）9月23日施行

令和2年（2020年）11月5日一部改正

様式1（発熱者等電話相談医療機関指定書）

発熱者等電話相談医療機関指定書

地保第 号指令

開設者の氏名

次の医療機関を発熱者等電話相談医療機関に指定します。

令和 年（ 年） 月 日

北海道知事 鈴木 直道

医療機関の所在地

医療機関の名称

指 定 日

発熱者等夜間等相談医療機関指定要綱

北海道における発熱者等への土日祝日や夜間の電話相談業務を行う医療機関の指定について、次のとおり定める。

1. 概要

発熱者等夜間等相談医療機関とは、発熱者等電話相談医療機関のうち、「令和2年度インフルエンザ流行期における発熱外来診療体制確保支援補助金に係る対応について」（令和2年9月15日付け厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡）別紙3「電話相談体制を整備した医療機関の指定要件等」に規定する医療機関をいう。

2. 施設要件

北海道から発熱者等電話相談医療機関の指定を受けている医療機関のうち、受診・相談センターからの依頼を受けて、当該センターの代理的機能として、地域の発熱者等の土日祝日や夜間の対応時間に想定される発熱者等からの電話相談に対応できる体制を確保していること。

3. 機能要件

- (1) 発熱者等からの相談があった際に、適切な医療機関を速やかに案内できるよう、発熱者等診療・検査医療機関等の対応時間等を、把握しておくこと。
- (2) 発熱者等からの相談に対しては、看護職員等が発熱者の症状や経過、感染者との接触歴（海外渡航歴等も含めて）、既往歴や持病の有無、かかりつけ医の有無等を聞き取った上で、適切な医療機関と適切な受診タイミングを案内するとともに、家庭内での感染対策や受診に当たっての留意事項などの指導を行える体制を整備していること。その際、自院を案内する場合には、受診時間等を調整すること、他院を案内する場合には、事前に電話した上で受診するよう伝えること。

4. 指定手続き

- (1) 道立保健所管轄医療機関
道からの意向調査等や地域での協議結果を踏まえ指定する。
- (2) その他
札幌市、函館市、旭川市、小樽市からの報告に基づき指定する。
- (3) 道は医療機関を指定したときは、様式1により指定書を交付する。

5. その他

- (1) 医療機関名、相談を受け付ける電話番号、相談対応時間等を、北海道等のホームページや広報紙等に掲示する。
- (2) 指定した医療機関には、道から随時、発熱者等診療・検査医療機関等の名簿を提供する。
- (3) 解除にあたっては、医療機関の意向や、インフルエンザ等の発生動向、国の新型コロナウイルス感染症対策を踏まえ、柔軟に対応する。
- (4) 指定した医療機関は、国による支援の対象となる。

以上

附則

令和2年（2020年）9月23日施行

令和2年（2020年）11月5日一部改正

様式1（発熱者等夜間等相談医療機関指定書）

発熱者等夜間等相談医療機関指定書

地保第 号指令

開設者の氏名

次の医療機関を発熱者等夜間等相談医療機関に指定します。

令和 年（ 年） 月 日

北海道知事 鈴木 直道

医療機関の所在地

医療機関の名称

1週間単位の相談対応時間

指 定 日

発熱者等診療・検査医療機関指定要綱

北海道における発熱者等の診療又は検査を行う医療機関の指定について、次のとおり定める。

1. 発熱者等診療・検査医療機関とは、「次のインフルエンザ流行に備えた体制整備について」(令和2年9月4日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡)に規定する発熱者等の診療又は検査を行う医療機関をいう。
2. 施設要件
 - (1) 発熱者等が新型コロナウイルス感染症以外の疾患の患者と接触しないよう、可能な限り動線が分けられていること。
 - (2) 必要な検査体制が確保されていること(検査(検体採取)を地域外来・検査センター等に依頼する場合には、連携体制がとれていること)。
 - (3) 医療従事者の十分な感染対策を行うなどの適切な感染対策が講じられていること。
 - (4) 検査を行う場合には、道又は保健所設置市と行政検査の委託契約を締結すること。
 - (5) 自院のかかりつけ患者及び自院に相談のあった患者である発熱者等のみを受け入れる場合は、院内掲示を行う等、発熱等の症状が生じた場合には、電話で相談した上で、自院で診療・検査可能であることを周知すること。
3. 機能要件
 - (1) 予め定める対応時間及び対応する発熱者の範囲で、受診・相談センター、発熱者等電話相談医療機関、発熱者等夜間等相談医療機関から発熱者の診療・検査の受入れ要請があった場合等に、原則速やかに発熱者の診療・検査を受け入れること。
 - (2) 自院を受診した発熱者が、新型コロナウイルス感染症であった場合には、速やかに保健所に連絡し、発熱者の状態を伝える等、発熱者の療養先の検討に協力すること。また、自宅療養や自宅での待機を行っている発熱者に対するフォローアップについて、医学的知見に基づいた対応を行うため、可能な範囲で協力すること。
4. 報告事項
 - (1) 指定期間中は、新型コロナウイルス感染症医療機関等情報支援システム(G-MIS)に日々の受診者数や検査数の入力を行うこと。(依頼を受け他の団体が代理入力する方法も差し支えない。)
 - (2) 指定期間中は、新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム(HER-SYS)に必要な情報の入力を行うこと。
5. 指定手続き
 - (1) 道立保健所管轄医療機関
道からの意向調査等や地域での協議結果を踏まえ指定する。
 - (2) その他
札幌市、函館市、旭川市、小樽市からの報告に基づき指定する。
 - (3) 道は医療機関を指定したときは、様式1により指定書を交付する。
6. その他
 - (1) 地域でインフルエンザ流行に備えた相談・診療・検査体制を整備するに当たって必

要な情報（※1）を、道、保健所設置市、受診・相談センター、発熱者等電話相談医療機関、発熱者等夜間等相談医療機関で共有する。

なお、地域の医師会等関係機関の間で合意が得られた場合は、公表することがある。

※1 地域でインフルエンザ流行に備えた相談・診療・検査体制を整備するに当たって必要な情報

- ・医療機関名、住所、電話番号、担当部署又は担当者
- ・その医療機関で診療・検査対象となる発熱者（相談体制を整備した医療機関や受診・相談センターから案内を受けた発熱者を受入れ可能か、自院のかかりつけ発熱者や自院に相談があった発熱者のみを受け入れるか、濃厚接触者等に対する検査も担うか、対応出来る外国語等）
- ・実施内容（診療と検査いずれも対応可能か、検査方法は何を実施可能か（PCR 検査、抗原定量検査、抗原定性検査、等）
- ・診療・検査対応時間 等

（2）解除にあたっては、医療機関の意向や、インフルエンザ等の発生動向、国の新型コロナウイルス感染症対策を踏まえ、柔軟に対応する。

（3）指定した医療機関は、国による支援の対象となる。

以上

附則

令和2年（2020年）9月23日施行

令和2年（2020年）11月5日一部改正

様式1（発熱者等診療・検査医療機関指定書）

発熱者等診療・検査医療機関指定書

地保第 号指令

開設者の氏名

次の医療機関を発熱者等診療・検査医療機関に指定します。

令和 年（ 年） 月 日

北海道知事 鈴木 直道

医療機関の所在地

医療機関の名称

1週間単位の診療・検査対応時間

指 定 日